

とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱

5 子企企第 676 号
令和 6 年 3 月 29 日
一部改正 6 子企企第 1012 号
令和 7 年 3 月 27 日
一部改正 7 子企企第 1101 号
令和 8 年 3 月 30 日

第1 目的

「とうきょう すくわくプログラム」とは、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラムであり、乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするため、主体的・協働的な探究活動の実践を促進するものである。

本事業は、同プログラムに基づき、幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を越え、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援することにより、幼児教育・保育の充実を図ることを目的とする。

第2 実施主体

- 1 区市町村及び区市町村教育委員会
- 2 区市町村又は東京都が適切と認めた者
- 3 東京都又は東京都教育委員会

第3 実施施設

東京都の区域内に所在する幼稚園、認定こども園、認可保育所、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を有する施設に限る。居宅訪問型保育事業を除く）等（以下「幼稚園・保育所等」という。）

第4 対象児童

本事業の対象者は、幼稚園・保育所等に通う0歳児から6歳児（以下「乳幼児」という。）とする。

第5 事業の内容

以下の1から3を実施する。

- 1 「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を一定程度継続的（月を単位として複数月）に実践する。
探究活動の実践に当たっては、下記を実施すること。
 - （1）幼稚園・保育所等の環境や強みを活かしながら、乳幼児の興味・関心に応じたテーマを設定する。
 - （2）テーマに関する乳幼児の興味・関心を探るため、問い掛けやアプローチなどを行う。

- (3) 乳幼児の興味・関心を広げたり深めたりできるような素材や道具を準備し、環境を構成する。
 - (4) グループ単位での活動等により、乳幼児同士の対話、関わりを促す。
 - (5) 活動中の乳幼児の言葉、表情、ジェスチャー等の表現に着目し、メモ・写真・映像等で記録する。
 - (6) 乳幼児一人ひとりが主体的に活動できるよう配慮した声掛け等を行う。
 - (7) 記録をもとに、乳幼児の関心や発見、表現を振り返る。
 - (8) 幼稚園・保育所等の各施設の教諭・保育者同士や保護者等に、探究活動の内容を共有する。
 - (9) 次の探究活動の更なる充実に向け、新たな問いや環境の構成を考える。
- 2 東京都が実施する研修会等に参加する。
 - 3 活動報告書を作成し、園のホームページ等で公表する。

第6 留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、幼稚園・保育所等の各施設において、運営に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- 2 本事業の実施に当たっては、幼稚園・保育所等における要領や指針（幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）に沿った取組を行うこと。
- 3 幼稚園・保育所等の各施設は、プログラムの趣旨・内容について保護者に対し、十分な説明・情報提供を行い、保護者の理解を得るよう努めること。
- 4 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すこと。
- 5 区市町村及び本事業を実施する施設の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該業務以外に用いてはならない。

第7 費用

本事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

第8 期間

本事業の補助期間は、実施施設が令和8年度までに採択を受けた初年度から起算して6年以内とし、その間に本事業を実施しなかった年度も含むものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。